

平成30年定例第1回市議会会議録(第4日)

平成30年3月23日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌	由美子	10番	瀬 口	健
2番	吉 原	政 宏	11番	川 口	正 宏
4番	末 吉	達二郎	12番	壇	康 夫
5番	古 賀	義 教	13番	中 尾	眞智子
6番	前 原	武 美	14番	中 島	一 博
7番	野 田	力	15番	坂 口	孝 文
8番	上津原	博	16番	宮 本	五 市
9番	荒 卷	隆 伸	17番	牛 嶋	利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

3番 徳 永 重 遠

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	本 莊 安 政	係 長	堤 和 美
次 長	田 中 裕 樹	書 記	大 木 新 介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長職務代理者	高 野 道 生	総務課長	西 山 俊 英
副 市 長			
教 育 長	長 岡 廣 通	企画財政課長	坂 田 良 二
監 査 委 員	平 井 常 雄	企画財政課 財 政 係 長	大 坪 康 春
総 務 部 長	馬 場 洋 輝	福祉事務所長	坂 口 浩 二
保健福祉部長	加 藤 康 志	健康づくり課長	田 中 聡 美
市 民 部 長 兼 市 民 課 長	梅 津 俊 朗	環境衛生課長	松 尾 和 久
環 境 経 済 部 長	富 重 巧 齊	農林水産課長	木 村 勝 幸
建 設 都 市 部 長	松 尾 正 春	商工観光課長	松 尾 博
教 育 部 長	野 田 圭 一 郎	上下水道課長	木 下 康 彦
消 防 長	北 嶋 俊 治	学校教育課長	加 藤 武 美

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- (2) 同意第2号 公平委員会委員の選任について
- (3) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (4) 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (5) 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (6) 議案第1号 みやま市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について
- (7) 議案第2号 みやま市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第3号 みやま市まちづくり振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第4号 みやま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第5号 みやま市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第6号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第7号 みやま市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第8号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第9号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第11号 みやま市道路線の廃止について
- (16) 議案第12号 みやま市道路線の認定について
- (17) 議案第16号 平成30年度みやま市一般会計予算
- (18) 議案第17号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (19) 議案第18号 平成30年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (20) 議案第19号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (21) 議案第20号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計予算
- (22) 議案第21号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算
- (23) 議案第22号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算
- (24) 議案第23号 平成30年度みやま市用地特別会計予算

- (25) 議案第24号 平成30年度みやま市水道事業会計予算
(26) 閉会中の継続調査の申出について

午前9時32分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、3番徳永重遠君におかれましては、先日に引き続き欠席届が提出されておりますので、これを許可しております。皆さん方には御承知おきをお願いいたします。

日程第1 同意第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件につきまして、提案理由の説明を求めてまいります。高野市長職務代理者副市長お願いいたします。（「議長、済みません」と呼ぶ者あり）12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

同意1号から諮問3号までは、追加日程がまだされていないんじゃないですか。（「追加日程されとらん」「報告あったろうもん、議運の委員長の」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ごめんなさい。失礼しました。前回、この追加日程につきましては、議会運営委員会を開催いただいておりますので、議会運営委員会委員長の報告をお願いいたします。（発言する者あり）全協で報告はしとるけれども……（発言する者あり）（「議場で言わないかん」「議場で言わんとでけん」「全協での報告だけでしょう」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）日程追加が上がとらん。

ちょっと暫時休憩をいたします。

午前9時34分 休憩

午前9時42分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど12番壇康夫君からの発言がございましたけれども、発言内容といたしましては、皆

さん御案内のとおりの本日の日程第1から日程第5までの議案といたしましては、同意第1号、第2号、そして諮問第1号、第2号、第3号、この5件、議案の件名の内容としては教育委員会委員の任命、公平委員会委員の選任、続きまして、人権擁護委員の候補者の推薦3件、この5件、この件が本定例会の追加議案として提案をされております。

先ほど壇議員からの質問があつておりますが、本件に関しましては、前回の議会運営委員会で説明を求め、議会運営委員会の議決としての今定例会の提案理由として受けております。この内容としては、議会運営委員会委員長から全員協議会の中での説明をいただき、そして、皆さんに対する本定例会での5件の追加提案を案としてではなくして正式に受けるというようなことで決定をしております。

したがいまして、最終日の本日におきましては、日程第1として、同意第1号 教育委員会委員の任命を議題として、引き続き会議を再開いたします。

日程第1 同意第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件につきましては、提案理由の説明を高野市長職務代理者副市長に説明をお願いしてまいります。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日はよろしく願いいたします。

同意第1号 みやま市教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、堤央宣氏の任期が平成30年3月29日で満了いたしますので、今回新たに宮本篤氏をみやま市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

宮本氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

なお、宮本氏の任期は、同法の一部を改正する法律附則第4条の規定により、平成33年3月31日までといたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。同意第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第1号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号 教育委員会委員の任命につきましては同意することと決定をいたしました。

日程第2 同意第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 同意第2号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、提案理由の説明を求めてまいります。高野市長職務代理者副市長お願いいたします。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

同意第2号 公平委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、加賀田學氏の任期が平成30年3月31日で満了いたしますので、今回新たに浅山和

生氏をみやま市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

浅山氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。同意第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。同意第2号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号 公平委員会委員の選任につきましては同意することと決定をいたしました。

日程第3 諮問第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3．諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めてまいります。高野市長職務代理者副市長お願いいたします。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、篠原操氏の任期が平成30年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として再度篠原氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

篠原氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、見識を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ここでお諮りをいたします。本件につきましては、適任であるという意見を答申したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

日程第4 諮問第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めてまいります。高野市長職務代理者副市長お願いいたします。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、高尾芳樹氏の任期が平成30年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、後任の人権擁護委員の候補者として河野辰男氏を法務大臣に推

薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

河野氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本件につきましては、適任であるという意見を答申したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

日程第5 諮問第3号

○議長（牛嶋利三君）

引き続きまして、日程第5. 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めてまいります。高野市長職務代理者副市長お願いいたします。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、加藤均氏の任期が平成30年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、後任の人権擁護委員の候補者として長瀬憲治氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

長瀬氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ここで皆さん方へお諮りをいたします。本件につきましては、適任であるという意見を答

申したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

それでは、ここで一旦議事を中断いたしまして、先ほど同意及び諮問の人事案件につきまして、該当者からの自己紹介を受けてまいりたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午前9時54分 休憩

午前9時58分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、会議を再開いたします。

日程第6 議案第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6. 議案第1号 みやま市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。委員長不在でございますので、古賀総務常任委員会副委員長お願いをいたします。

○総務常任副委員長（古賀義教君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第1号 みやま市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月19日、馬場総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において徳永委員長を除く委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件に、総合計画の基本構想に関することについて議決事項として定めるため、必要な条例の制定を行うものです。

平成30年度に策定が予定されている第2次総合計画は、まちづくりの総合的な計画として最上位に位置づけられるもので、市の総合的かつ計画的な行政運営を進める上で基本的な指

針となることから、この基本構想の策定、変更、廃止については、議会の議決に付すべき事件と定めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号 みやま市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第7 議案第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 議案第2号 みやま市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き副委員長の報告を求めてまいります。古賀総務常任委員会副委員長お願いします。

○総務常任副委員長（古賀義教君）（登壇）

議案第2号 みやま市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月19日、馬場総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において徳永委員長を除く委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、みやま市行政機構の見直しに伴い、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会の各事務部局を統括する組織として、行政委員会事務局を新設するとともに、現在の企画財政課を企画振興課と財政課に分課することにより効率的な行政運営を図るものです。

また、本条例の改正に伴い、関連する固定資産評価委員条例及び空家等対策協議会条例の一部も改正されております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第2号は、委員長報告のとおり決定をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号 みやま市職員定数条例等の一部を改正する

条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第8 議案第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 議案第3号 みやま市まちづくり振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き古賀総務常任委員会副委員長の報告を求めます。

○総務常任副委員長（古賀義教君）（登壇）

議案第3号 みやま市まちづくり振興基金条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月19日、馬場総務部長、坂田企画財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において徳永委員長を除く委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、本市への定住の促進対策を推進するに当たり、まちづくり振興基金を活用するため必要な改正を行うものです。

人口減少に歯どめをかけ、持続可能なまちづくりを推進するために、第1条の基金の設置規定に、生活関連施設や都市基盤施設の整備を図るためとする、いわゆるハード事業に加えてみやま市への定住促進に資するソフト事業にも活用できるようにするものです。

具体的には、ふるさと納税により寄附をいただき、まちづくり振興基金に一旦積み立てを行った資金について、定住促進に資するソフト事業に活用することが想定されています。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号 みやま市まちづくり振興基金条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第9 議案第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．議案第4号 みやま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第4号 みやま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告をいたします。

当委員会は、3月14日に、加藤保健福祉部長、田中健康づくり課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に基づきまして、後期高齢者に係る住所地特例の取り扱いについて条例を改正するものです。

本条例の概要は、国民健康保険の被保険者が75歳に達した場合、県外に住所を有する者については、住所地である県外の後期高齢者医療被保険者証の交付を受けることとなっていました。この改正により、県外に住所を有するみやま市国民健康保険の被保険者が75歳に到達した場合に、福岡県後期高齢者医療保険の住所地特例となるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号 みやま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第10 議案第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第5号 みやま市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長お願いします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第5号 みやま市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月14日に加藤保健福祉部長、田中健康づくり課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律等の施行に基づきまして、引用する条文にずれが生じたため、所要の改正をするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号 みやま重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第11 議案第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第6号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き委員長報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第6号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月14日に加藤保健福祉部長、吉開介護支援課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、第7期介護保険事業計画期間における介護保険料率の改定及び介護保険法の改正に伴い、必要な事項について条例を改正するものです。

本条例の概要は、まず、介護保険料について、平成30年度から平成32年度に係る第7期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の保険料率を定めるものです。第1号被保険者の保険料の負担割合が22%から23%に拡大されたこと、要支援・要介護者の増加等に伴う給付費の増加を考慮し、1カ月当たりの保険料の基準額を6,500円と定め、第6期の保険料基準額と比較して650円、率にして11.1%の引き上げを行うものです。

次に、第13条では、保険給付や保険料に関する本市の質問調査権の対象となる範囲について、65歳以上の第1号被保険者の世帯等から40歳以上の第2号被保険者の世帯等まで拡大するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第6号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第12 議案第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第7号 みやま市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第7号 みやま市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月14日に加藤保健福祉部長、吉開介護支援課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、主任介護支援専門員の定義を定めることを目的とした介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、文言を整理するために条例を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第7号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号 みやま市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第13 議案第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第8号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第8号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日、松尾建設都市部長、櫻木都市計画課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限について条例で定めることとされたため、都市公園条例の

一部を改正するものでございます。言い回しが非常に難しい問題でございますが、一つの都市公園内における運動施設の割合を定めるという条例でございます。

以上、委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。討論ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第14 議案第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第9号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、副委員長の報告を求めます。古賀総務常任委員会副委員長お願いします。

○総務常任副委員長（古賀義教君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第9号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月19日、北嶋消防長、境予防課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において、徳永委員長を除く委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに合わせ、条例の改正を行うものです。

改正内容は、危険物施設の貯蔵所の設置許可申請に係る審査等手数料について、政令に基づき、その額を改めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第9号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論ないそうです。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第15 議案第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第11号 みやま市道路線の廃止についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第11号 みやま市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、3月15日に、執行部当局の案内で市道の現地調査を行い、その後委員会室において、松尾建設都市部長、内野建設課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、道路法の規定に基づき市道路線の廃止をするものであります。

路線番号1、小田廣瀬線につきましては、一般県道湯辺田瀬高線の小田－廣瀬区間は矢部川堤防道路を県道とするための区域変更に伴う廃止でございます。

路線番号1083、南瀬戸嶋小向線、路線番号1354、浦田下川原線、路線番号2053、長田浦田線につきましては、筑後広域公園の区域変更及び筑後広域公園サブエントランスの整備に伴う市道路線の起点及び終点の変更のために廃止するものでございます。

次に、路線番号7180、向田3号線につきましては、開発行為等により宅地造成された道路の寄附に伴い市道路線の終点の変更のために廃止するものでございます。

当委員会は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第11号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号 みやま市道路線の廃止につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第16 議案第12号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第12号 みやま市道路線の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き委員長報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第12号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日に、執行部当局の案内で市道の現地調査を行い、その後委員会室において、松尾建設都市部長、内野建設課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、道路法の規定に基づき市道路線の認定をするものであります。

路線番号1083、南瀬戸嶋小向線、路線番号2053、長田浦田線につきましては、筑後広域公園の区域変更及び筑後広域公園サブエントランスの整備に伴い起点及び終点を整理し認定するものでございます。

次に、路線番号5357、伍位ノ木線、路線番号7188、香の江10号線につきましては、道路新設により、新たに市道路線として認定するものでございます。

次に、路線番号7180、向田3号線につきましては、開発行為等により宅地造成された道路の寄附を受けたもので、新たに市道路線として認定するものでございます。

なお、以上のことにより、平成29年度末での市道の状況については、1級道路が31路線で

延長 6 万 7, 162メートル、 2 級道路が48路線で 7 万 1, 422メートル、 その他道路が3, 007路線で85万5, 797メートル、 総合計が3, 086路線で総延長99万4, 382メートルとなるものであります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第12号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号 みやま市道路線の認定につきましては、委員長報告のとおり原案可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は10時45分から再開したいと思います。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

日程第17～第25 議案第16号～議案第24号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第16号 平成30年度みやま市一般会計予算から日程第25. 議案第24号 平成30年度みやま市水道事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

本件につきましては、予算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。荒巻予算審査特別委員会委員長お願いいたします。

○予算審査特別委員長（荒巻隆伸君）（登壇）

平成30年度予算審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

本予算審査特別委員会に付託をされました案件は、議案第16号 平成30年度みやま市一般会計予算から議案第24号 平成30年度みやま市水道事業会計予算までの9件でございます。

審査の方法につきましては、議員全員で構成いたします全体の委員会と各常任委員会で構成いたします分科会を設置し、執行部の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の期日は、全体会議が3月5日、12日、13日、20日の4日間、分科会は、3月14日、15日、19日の3日間開催し、全体会議では、みやま市の全会計予算についての審査を行い、分科会では、各常任委員会の所管に属する予算について審査を行いました。

まず、議案第16号 平成30年度みやま市一般会計の予算規模といたしましては、19,092,000千円となっております。前年度と比較して258,000千円の減で、率にしてマイナス1.3%、対前年度マイナスではありますが、過去2番目の予算規模で、積極型予算となっております。

平成30年度予算のハード事業は、総合市民センター建設に関する事業やバイオマスセンターの完成、新火葬場建設、新ごみ処理施設に係る建設負担金、下楠田団地建てかえ事業などに予算の配分がなされています。

一方、ソフト事業では、コミュニティバス運行委託費やコンビニエンスストアで各種証明書の発行を行うための導入費などに予算の配分がなされています。

続いて、議案第17号から議案第23号までの7件の特別会計予算について申し上げます。

7つの特別会計合計の予算は、歳入歳出それぞれ12,064,827千円とし、前年度対比1,071,342千円の減で、率にして8.2%の減となっております。

続いて、議案第24号 水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の事業収益を551,475千円と見込み、支出の事業費を524,317千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出については、収入を107,720千円、支出を347,777千円と見込んでおり、収支不足額の240,057千円については、損益勘定留保資金などで補填するものです。以上が平成30年度予算の概要でございます。

本年度予算は、人口減少に歯どめをかけ、魅力あるまちづくりを目指す過去2番目の積極予算とし、安全・安心なまちづくり、人口減少への歯どめ、産業の振興、都市基盤の整備、教育の充実などに重点を置いた予算となっております。

一方、自主財源の少ない本市にとって、今後、普通交付税の合併算定がえの特例が段階的に縮減され、財政状況が厳しくなることが予想される中、多様化する行政需要に対応するため、さらなる自主財源の確保、費用対効果を見きわめた行政改革の確実な推進及び柔軟な行政運営が求められています。

それでは、予算審査特別委員会の審査の中で出されました指摘事項等について申し上げます。

まず、全体的事項については、1. 予算の執行に当たっては、引き続き最小の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。

次に、一般会計については、1. 市民の利便性の観点から、総合的なハザードマップの作成を検討すること。2. コミュニティバスについては、利用状況を見ながら、地域公共交通会議において利便性向上について協議を行うこと。3. 瀬高公民館の解体に際しては、他の施設の情報を提供するなど、従前の利用者に支障がないよう努めること。4. 障害者福祉について、セクションを明示し、対応していくこと。5. 放課後児童クラブの施設設備については、支援をしていくこと。6. バイオマスセンターについては、安全・安心で効率的な施設運営に努めること。7. 農漁業の振興を図るため、国、県の補助事業を大いに活用し、生産及び意欲の向上を図ること。8. 有害鳥獣駆除対策については、対策は講じられているものの、年々被害が拡大しているため、強化を図ること。9. 清水山荘については、地域おこし協力隊と緊密に連携して施設利用促進に努めること。10. 荒廃森林の特に竹林に対する対策については、関係機関と十分に協議を行い対応すること。11. 空き店舗対策などの商工業活性化対策及び企業誘致政策を積極的に行うこと。12. 安全性と利便性の向上を図るため、生活道路及び水路の早急な整備を進めること。13. 道路行政については、中長期的計画を念頭に置き進めること。14. 奨学金給付事業については、制度設計を行い充実した内容となるよう検討していくこと。15. 学校再編については、地元の合意形成を図り積極的に推進する

こと。16. 「裾野を広げる教育」及び「みやまならではの教育」の推進については目標を掲げ、具体的に取り組むこと。17. 通学区域の規則を厳守すること。18. スクールソーシャルワーカーの交代については、十分な引き継ぎと支援を行うこと。19. 給食の異物混入については、細心の配慮をし、防止に努めること。20. 地域学校協働活動事業に伴う学習支援については、効果的なものとなるよう取り組むこと。21. 牡丹長者の遺跡については、内容を把握した段階で周知すること。

次に、国民健康保険事業特別会計について。1. 国民健康保険の事業主体の県への移行に際し、税の徴収について、市民に支障のないよう努めること。

次に、介護保険事業特別会計について。1. みやま市の健康寿命が測定されるように研究検討すること。

次に、公共下水道事業特別会計について。1. 下水道事業については、長期的な計画の策定を検討すること。

以上、各会計予算についての指摘事項等について申し上げましたが、これからの行政施策に反映されること及び予算の適正な執行を要請し、議案第16号から議案第24号までの9議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、これより討論を行ってまいります。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいりたいと思います。

まず、日程第17. 議案第16号 平成30年度みやま市一般会計予算について討論を行います。

議案第16号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号 平成30年度みやま市一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第18. 議案第17号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

議案第17号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第19. 議案第18号 平成30年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

議案第18号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号 平成30年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第20. 議案第19号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

議案第19号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第21. 議案第20号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

議案第20号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第22. 議案第21号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

議案第21号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第23. 議案第22号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算について討論を行います。

議案第22号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第24. 議案第23号 平成30年度みやま市用地特別会計予算について討論を行います。

議案第23号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号 平成30年度みやま市用地特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第25. 議案第24号 平成30年度みやま市水道事業会計予算について討論を行います。

議案第24号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成30年度みやま市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第26 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第26. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件につきまして、会議規則第111条の規定によって、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

皆さんにここでお諮りをいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることと決定をいたしました。

なお、議会報編集特別委員会につきましては、調査が終了するまでの閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきたいと思っております。

ここで、皆さん方にお諮りをいたします。

本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして会議を閉じます。

平成30年第1回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午前11時07分 閉会

上記会議の次第は、本荘安政の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会副議長 荒巻 隆伸

みやま市議会議員 壇 康夫

みやま市議会議員 中尾 眞智子